

知名町告示第3号

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年1月14日

知名町長 今井 力夫

1 入札に付する事項

(1) 件名

知名町役場庁舎における自動販売機（清涼飲料水）設置に係る知名町有地の一時貸付

(2) 物件の表示

別表のとおり

(3) 用途の指定

入札案内書に示すところにより、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

(4) 貸付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、令和8年4月1日から4年を限度（令和12年3月31日）に1年を単位として更新できるものとする。

2 契約条項を示す日時及び場所（入札案内書の配布期間等）

契約条項は、入札案内書において示すものとして、入札案内書は、次の各号に掲げる期間及び方法により配布するものとする。

(1) 入札案内書配布期間

この公告の日から令和7年1月31日（金）まで

(2) 入手方法

知名町総務課若しくは知名町公式ホームページからのダウンロード（ホーム＞くらす＞町政情報＞役場のご案内＞入札情報（庁舎管理関係））による。

(<https://www.town.china.lg.jp/soumu/kurasu/nyusatsu/nyusatsu.html>)

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一事由により知名町建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年告示第24号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに知名町入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）
 - (5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
 - (6) 公告の日から落札決定の日までの間に知名町が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成28年告示第69号）に基づく排除措置を受けている者
 - (7) 公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に伴う知名町公有財産管理規則（昭和58年規則第3号）に基づく貸付を受け、適切な管理を行わなかった者
 - (8) 公告の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有しない者
 - (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
 - (10) 町税を滞納している者
- 4 入札参加申込方法、受付期間及び送付先
- (1) 申込方法
下記（4）の書類を知名町役場総務課に直接持参又は郵送による。
 - (2) 受付期間
この公告の日から令和7年1月31日（金）午後5時まで
 - (3) 提出先
〒891-9295 大島郡知名町知名1100番地
知名町役場総務課 庁舎管理係 宛
 - (4) 提出書類（各1部）
 - ① 入札参加申込書
 - ② 納税証明書（発行可能な直近年度の原本）
 - ③ 法人役員に関する調書（ただし、法人の場合のみとする。）
 - ④ 直近2か年度に、自らが管理及び運営する自動販売機（入札物件と同種のもの）を設置した実績を証明するもの（販売実績報告書）※販売実績報告書が作成できない場合は、行政財産使用許可書又は契約書等の写し 等）
 - ⑤ 設置予定の自動販売機の仕様等が確認できるもの（カタログの抜粋等）

5 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年2月13日(木) 午前10時開始

※ 開始5分前までに受付・入室してください。

(2) 場所

〒891-9295 大島郡知名町知名1100番地

知名町役場 2階 委員会室

6 入札保証金に関する事項

(1) 知名町契約規則(昭和58年規則第2号)第3条及び第4条の規定により、現金等をもって見積金額の100分の5以上の額を入札保証金として町の指定する期日までに納付することとする。ただし、次の事項に該当する場合は、契約書等その他証明書類をもって入札保証金を免除する。

ア 過去2年間において国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と当該一般競争入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約(自動販売機設置場所の貸付契約)を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。)

イ 知名町の指名競争入札参加資格名簿に登載されているもの。

(2) 知名町契約規則(昭和58年規則第2号)第5条の規定により、入札保証金は、落札者が納付したのものについては落札者が契約を締結した後、落札者以外の者が納付したのものについては入札終了後速やかに還付するものとする。

7 最低貸付価格の設定の有無

有 ※別表参照

8 落札者の決定方法

最低貸付価格(月額)以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

9 入札に関するその他の条件

(1) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価(貸付月額)で定める。

(2) 契約保証金に関する事項

ア 契約締結と同時に契約保証金として貸付月額(入札金額)の3月分を納付しなければならないものとする。ただし、知名町契約規則(昭和58年規則第2号)第33条の規定により契約保証金の納付を免除することがある。

イ 知名町契約規則（昭和58年規則第2号）第33条の規定により、契約保証金を納付した者が契約を履行したときは、当該契約保証金を速やかに還付するものとする。

(3) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の無効

この公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約書の案の提出に関する事項

本件の落札決定者は落札決定日の翌日から起算して5日以内に契約書の案を総務課庁舎管理係宛て提出すること。

12 この公告に定めのない事項

この公告に定めのない事項については、入札案内書に記載するものとする。

(別表)

物件番号	施設名称	設置場所	設置台数	貸付面積※	最低貸付価格(月額)	種類
庁内1	知名町役場	1階自動販売機コーナー	1台	2㎡以内	4,140円	清涼飲料水
庁外1	知名町役場	1階東出入口南側	1台	2㎡以内	4,140円	清涼飲料水

※ 貸付面積には、使用済容器の回収ボックスの設置スペースを含む。

(お問合せ先)

〒891-9295

大島郡知名町知名1100番地

知名町役場 総務課 庁舎管理係

TEL 0997-84-3156

FAX 0997-93-4103